

## 板柳町新婚生活家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 板柳町は、町民の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における少子化対策や活力あるまちづくりを推進するため、民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対して、予算の範囲内において板柳町新婚生活家賃補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、板柳町補助金等の交付に関する規則（平成13年板柳町規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 平成29年4月1日以降に婚姻した夫婦で、かつ婚姻した日から2年以内の世帯をいう。
- (2) 家賃 新婚世帯の住居の賃料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されているときは、住宅手当分に相当する費用を除く。
- (3) 民間賃貸住宅 一戸建て住宅又は共同住宅であつて、自己の居住の用に供するために所有者又は管理者との間で賃貸借契約を締結した住宅をいう。ただし、次に掲げる住宅を除く。
  - ア 公営住宅等の公的賃貸住宅
  - イ 事業主が給与の一部として提供する社宅、官舎、寮等
  - ウ その他町長がこの要綱趣旨に合わないとする住宅

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 対象となる住居が板柳町内にあり、当該住居を住所地として住民基本台帳に記録し、定住していること。
- (2) 生活保護、他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (3) 申請者及び生計を同一にしている世帯員に町税等の滞納がないこと。
- (4) 町外から転入する世帯員にあつては本町への転入前の住所地における市区町村税に滞納がないこと。
- (5) 家賃を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 過去にこの要綱の規定による補助金の交付を受けた者
- (2) 板柳町暴力団排除条例（平成24年板柳町条例第10号）に規定する暴力団員

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができるものは、新婚世帯で物件を賃貸借契約している者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は家賃とし、補助金の額は、1世帯当たり月額2万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、板柳町新婚生活家賃補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、本町の公簿により確認できるときは、この当該書類の添付を省略することができる。

（1）婚姻後の戸籍謄本

（2）物件の賃貸借契約書及び領収書の写し

（3）住宅手当支給証明書（様式第2号）

（4）家賃の滞納がないことの証明書（様式第3号）

（5）転入者にあつては、本町への転入前住所地における納税証明書

（6）その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定して、板柳町新婚生活家賃補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2）第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。ただし、町長がやむを得ないと認める場合を除く。

(実績の報告)

第9条 補助対象者は、板柳町新婚生活家賃補助金実績報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第10条 補助対象者は、補助金を請求しようとするときは、速やかに板柳町新婚生活家賃補助事業補助金請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(報告、実地調査等)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、補助対象者等に報告を求め、又は担当職員に現地調査等を行わせることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年6月4日から施行する。

板柳町長 殿

申請者 住所

氏名 ⑩

( 年 月 日生)

連絡先

板柳町新婚生活家賃補助金交付申請書

板柳町新婚生活家賃補助金の交付を受けたいので、板柳町新婚生活家賃補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻日	年 月 日	
2 配偶者氏名	( 年 月 日生)	
3 事業内訳	契約締結年月日	年 月 日
	家賃 (共益費含まず) (B)	月額 円
	住居手当 (C)	月額 円
	実質家賃負担額 (D) (B - C) 実質家賃	月額 円 × カ月 = 円

申請者、配偶者及び同居者は、住民基本台帳、町税等の納付状況、住宅扶助、公的 制度による家賃補助等の受給状況その他の本申請に関する事項について、町の担当 職員が関係機関へ事実確認を行うことについて同意します。			
申請者氏名	⑩	配偶者氏名	⑩
同居者氏名	⑩	同居者氏名	⑩
同居者氏名	⑩	同居者氏名	⑩

添付書類（本町の公簿により確認できる場合は添付は不要）

- (1) 婚姻後の戸籍謄本
- (2) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し
- (3) 住宅手当支給証明書（様式第2号）
- (4) 家賃の滞納がないことの証明書（様式第3号）
- (5) 転入者にあつては、本町への転入前住所地における納税証明書
- (6) その他町長が必要と認める書類

板柳町長 殿

給与等の支払者  
所在地

名 称

氏 名

⑩

電話番号

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。

(2) 支給していない。

（ 年 月現在  
住宅手当 月額 円 ）

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

年 月 日

板柳町長 殿

申請者 住所

氏名

㊞

家賃の滞納がないことの証明書

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

家賃月額 \_\_\_\_\_ 円

納付済月 \_\_\_\_\_ 年 月分 ～ \_\_\_\_\_ 年 月分

上記の者に、家賃の滞納がないことを証明します。

賃貸人 又は 管理者  
所在地

名 称

氏 名

㊞

電話番号

年 月 日

板柳町長 殿

申請者 住所

氏名 ⑩

連絡先

板柳町新婚生活家賃補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった板柳町新婚生活家賃補助金について、板柳町新婚生活家賃補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

板柳町長 殿

申請者 住所

氏名 ⑩

板柳町新婚生活家賃補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった板柳町新婚生活家賃補助金について、板柳町新婚生活家賃補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2. 振込先

振 込 金 融 機 関	金融機関名	銀行 金庫 信用組合 農協	支店 出張所
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
	口座番号		
	口座名義人	(フリガナ) 氏名	